特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	予防接種の実施等に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笠間市長

公表日

令和4年8月26日

[平成31年1月 様式2]

Т 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成を処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。
	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付、電子交付の実施
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	Z

宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一 TIM 子板にのける付足の個人を識別するための番号の利用等に関する体質に第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条

法令上の根拠

- ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録 システムを用いた情報提供・照会のみ)
- ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	並びに行政手続にはで定める事務及び情閣府・総務省令第七 ■情報提供の根拠	おける特定の 情報を定める :号) 第13 . 別表第二0	の第16の2、第16の3 項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部健康医療政策課
②所属長の役職名	健康医療政策課

6. 他の評価実施機関

総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

詿步生

健康医療政策課 茨城県笠間市南友部1966番地1 0296-77-9145

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

油级生

健康医療政策課 茨城県笠間市南友部1966番地1 0296-77-9145

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	1万人未満 0万人未満	
	いつ時点の計数か	令和	4年4月1日 時点			
2. 取扱者数	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	4年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書]	百日誕 価 妻又什 今 百日	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
れている。	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネットワークシステムを	を通じた入手を除く。						
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの 対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワークシ	ステムを通じた提供を						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接網	んしない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・消	4去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月27日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事後	
令和2年4月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	9 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、1 9 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条	事後	
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータ ルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータ ルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種部務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種寿の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の概要	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成を 処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータ ルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成を 処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータ ルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管		佐山時期に徐令説明
		理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 其づき、新刊コロナウイルス感染に予味接種証		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成を 処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータ ルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成を 処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータ ルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合		
	 	る。	る。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務		
令和3年8月5日		中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提	情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事前	
		接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。		
		・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証	四妻の立ひとにこ		
令和3年12月16日	②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接	事後	
令和3年12月16日	法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	